



発行 新潟県

第 23 号

平成29年3月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 302 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 303 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 304 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 305 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 306 公共測量の終了通知（監理課）
- 307 公共測量の終了通知（監理課）
- 308 都市計画の変更（都市政策課）
- 309 都市計画の変更（都市政策課）
- 310 都市計画の変更（都市政策課）
- 311 都市計画の変更（都市政策課）
- 312 都市計画の変更（都市政策課）
- 313 都市計画の変更（都市政策課）
- 314 都市計画の変更（都市政策課）
- 315 都市計画の変更（都市政策課）
- 316 都市計画の変更（都市政策課）
- 317 都市計画の変更（都市政策課）
- 318 都市計画の変更（都市政策課）
- 319 都市計画の変更（都市政策課）
- 320 都市計画の変更（都市政策課）
- 321 都市計画の変更（都市政策課）
- 322 都市計画の変更（都市政策課）
- 323 都市計画の変更（都市政策課）
- 324 都市計画の変更（都市政策課）
- 325 都市計画の変更（都市政策課）
- 326 都市計画の変更（都市政策課）
- 327 都市計画の変更（都市政策課）
- 328 都市計画の変更（都市政策課）
- 329 都市計画の変更（都市政策課）
- 330 都市計画の変更（都市政策課）
- 331 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 332 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 333 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 334 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 335 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

- 争議行為を行う旨の通知 (労政雇用課)

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

教育委員会告示

- 3 新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正 (義務教育課)

新潟海区漁業調整委員会指示

- 1 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 2 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 3 河口付近におけるさけ及びますの採捕規制 (新潟海区漁業調整委員会)
- 4 まき餌釣りの制限 (新潟海区漁業調整委員会)
- 5 底建網漁業の制限 (新潟海区漁業調整委員会)

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 まき餌釣りの制限 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 2 小規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)
- 3 大規模増殖場における採捕禁止 (佐渡海区漁業調整委員会)

公安委員会規則

- 6 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 7 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)

告 示

◎新潟県告示第302号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。  
平成29年 3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
田沢 綾子	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132 番地	H29. 3. 1	第15条第1項の 医師に指定した
加藤 香	心臓血管外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205 番地	〃	〃
張 大行	眼科	魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132 番地	〃	〃

◎新潟県告示第303号

身体障害者福祉法施行令 (昭和25年政令第78号) 第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成29年 3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
齋藤 有庸	脳神経外科	齋藤脳神経外科 (齋藤記念病院)	南魚沼市川窪1158番地 (南魚沼市欠之上478番地 2)	H29. 2. 15

## ◎新潟県告示第304号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営下出浦地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成29年3月27日から平成29年4月21日まで

3 縦覧に供する場所  
南魚沼市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第305号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営川東中央地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成29年3月27日から平成29年4月21日まで

3 縦覧に供する場所  
長岡市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表す

る者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

#### ◎新潟県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 航空レーザ測量
- 2 作業期間 平成28年10月11日から平成29年3月3日まで
- 3 作業地域 湯沢砂防事務所管内 破間川流域

---

#### ◎新潟県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（南魚沼地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量 経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）城之入川地区 確定測量
- 2 作業期間 平成28年7月15日から平成29年3月9日まで
- 3 作業地域 南魚沼市中、樺野沢 ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
村上都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「村上圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」と合わせて「村上圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

#### ◎新潟県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
新潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第310号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

五泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第311号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

阿賀野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第312号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第313号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

津川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「新潟圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び新潟圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「新潟圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

三条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「県央圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び県央圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「県央圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

加茂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「県央圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び県央圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「県央圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

燕弥彦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「県央圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び県央圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「県央圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

**◎新潟県告示第317号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

長岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「中越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び中越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「中越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

**◎新潟県告示第318号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

栃尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「中越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び中越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「中越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

**◎新潟県告示第319号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「中越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び中越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「中越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

**◎新潟県告示第320号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

柏崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「中越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び中越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「中越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

小千谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「中越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び中越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「中越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

十日町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び魚沼圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年 3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類

川西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び魚沼圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

◎新潟県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供す

る。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
魚沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び魚沼圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

#### ◎新潟県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
南魚沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び魚沼圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

#### ◎新潟県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び魚沼圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「魚沼圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

#### ◎新潟県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類  
上越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 その他

上記都市計画は、別に定める「上越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び上越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「上越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

ラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第328号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

柿崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「上越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び上越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「上越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第329号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

妙高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「上越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び上越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「上越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第330号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

**1 都市計画の種類**

糸魚川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

**2 その他**

上記都市計画は、別に定める「上越圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」及び上越圏域における上記都市計画以外の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と合わせて「上越圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

---

**◎新潟県告示第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

**1 施行者の名称**

阿賀野市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 阿賀野都市計画下水道事業
- (2) 名称 阿賀野市公共下水道（新井郷川処理区）

## 3 事業施行期間

平成9年1月7日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
なし
- (2) 使用の部分

平成11年新潟県告示第1102号及び平成15年新潟県告示第371号の事業地のうち、新潟県北蒲原郡水原町大字百津字境塚から若葉町及び山口町1丁目から中央町2丁目までの区間を削り、阿賀野市百津字境塚から若葉町の区間及び山口町1丁目から中央町2丁目までの区間を加える。

---

**◎新潟県告示第332号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 施行者の名称

新発田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
- (2) 名称 新発田市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成5年1月12日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
なし
- (2) 使用の部分

平成12年新潟県告示第771号、平成16年新潟県告示第1067号の事業地に新発田市本田字外谷内から天王字村下までの区間を加え、新栄町2丁目地内において事業地を変更する。

---

**◎新潟県告示第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 上越都市計画下水道  
名称 上越市公共下水道（上越処理区）

## 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

---

**◎新潟県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 施行者の名称

十日町市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 十日町都市計画下水道事業
- (2) 名称 十日町市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和50年3月25日から平成35年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
十日町市寅甲地内
- (2) 使用の部分  
平成27年新潟県告示第170号の事業地の大字寅甲字行塚を削除し、寅甲を加える。

## ◎新潟県告示第335号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 施行者の名称

聖籠町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
- (2) 名称 聖籠町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成16年1月9日から平成36年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
なし
- (2) 使用の部分  
平成16年新潟県告示第27号の事業地のうち東港一丁目地内において事業地を変更する。

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年3月24日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡26街区  
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区  
設置者 高野不動産株式会社

## 2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 荷さばき施設の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
  - イ 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

- ・未定 午前10時から午後8時
- ・株式会社シリウス 午前8時から午後12時

(変更後)

- ・ウエルシア薬局株式会社 午前9時から午後12時
- ・未定 午前9時から午後9時

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (変更前) 荷さばき施設B2 午前8時から午後8時  
荷さばき施設B3 午前6時から午後8時

- (変更後) 荷さばき施設B2 午前9時から午後9時  
荷さばき施設B3 午前9時から午後9時

3 変更年月日

上記2の(1)の変更：平成29年11月9日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

上記2の(2)の変更：平成29年3月9日

4 変更の理由

建物2において小売業を行う者が変更し、これに伴い施設の配置と運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

平成29年3月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成29年3月24日から平成29年7月24日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**争議行為を行う旨の通知について（公告）**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、立川メディカルセンター労働組合中央執行委員長渋谷明から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

2 期 間

平成29年3月26日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

立川メディカルセンター労働組合員の従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

**争議行為を行う旨の通知について（公告）**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 要求事項

賃金引き上げ、その他の要求

- 2 期 間  
平成29年4月1日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
青山信愛会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、南浜病院労働組合執行委員長佐分利正幸から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年3月31日午後5時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
南浜病院労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、恵松会職員労働組合執行委員長平野祐一から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
恵松会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青松会職員労働組合執行委員長渡邊晃行から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年4月3日午前0時50分以降本問題解決まで
- 3 場 所  
青松会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、桑名病院労働組合執行委員長金内幸彦か

---

ら、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
桑名病院労働組合員が従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、健進会職員労働組合執行委員長阿部由美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年3月26日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
健進会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、西蒲中央病院職員労働組合執行委員長山口智誉から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項  
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間  
平成29年4月28日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所  
西蒲中央病院職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要  
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月24日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品の払出し)</p> <p><b>第126条</b> (略)</p> <p>2 物品のうち薬品及び再用品に係るその他貯蔵品(以下「在庫品目」という。)の払出しは、<u>薬品については処方せん等、再用品に係るその他貯蔵品については物品払出票による記録整理に基づかなければならない。</u></p> <p>3 在庫品目以外の物品の払出しは、企業会計原則注解(昭和29年大蔵省企業会計審議会公表)注1に規定する重要性の原則を適用し、<u>処方せん等又は物品払出票による記録整理によらないで、受入れの月にすべて払出しがあつたものとみなし、第1項の規定による払出調書を作成しなければならない。</u></p> <p>(払出価額)</p> <p><b>第127条</b> 物品の払出価額は、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>診療材料</u> 先入先出法</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる物品</u>以外の物品 個別法</p> <p>(実地たな卸し)</p> <p><b>第134条</b> 施設の企業出納員は、毎事業年度末に在庫品目及び別に定める<u>診療材料</u>について実地のたな卸しを行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(物品の払出し)</p> <p><b>第126条</b> (略)</p> <p>2 物品のうち薬品及び再用品に係るその他貯蔵品(以下「在庫品目」という。)の払出しは、物品払出票による記録整理に基づかなければならない。</p> <p>3 在庫品目以外の物品の払出しは、企業会計原則注解(昭和29年大蔵省企業会計審議会公表)注1に規定する重要性の原則を適用し、物品払出票による記録整理によらないで、受入れの月にすべて払出しがあつたものとみなし、第1項の規定による払出調書を作成しなければならない。</p> <p>(払出価額)</p> <p><b>第127条</b> 物品の払出価額は、次の方法によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>薬品</u>以外の物品 個別法</p> <p>(実地たな卸し)</p> <p><b>第134条</b> 施設の企業出納員は、毎事業年度末に在庫品目について実地のたな卸しを行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

平成29年 3月24日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程</u></p>	<p><u>新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、法令、条例、規則その他別に定めるものを除き、市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校（新潟市立学校を除く。）に勤務する教職員の任免関係について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、法令、条例、規則その他別に定めるものを除き、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校（新潟市立学校を除く。）に勤務する教職員の任免関係について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公立学校 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 昇任 当該市町村において、<u>教頭を副校長に</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭を教頭に、教諭、養護教諭又は栄養教諭を主幹教諭に、学校栄養職員を栄養主査に、主査を事務主幹に、及び主事を主任に任命することをいう。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 降任 当該市町村において、<u>副校長</u>、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。</p> <p>(11)～(21) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公立学校 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 新潟県市町村立学校職員定数条例（昭和27年新潟県条例第8号）第1条の適用をうける職員で県教育委員会に任命権が属する者のうち、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師（日本国籍を有しない者で、任用の期限を附さずに常時勤務する者として採用される者に限る。以下同じ。）、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 昇任 当該市町村において、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭を教頭に、教諭、養護教諭又は栄養教諭を主幹教諭に、学校栄養職員を栄養主査に、主査を事務主幹に、及び主事を主任に任命することをいう。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 降任 当該市町村において、教頭又は主幹教諭を教諭、養護教諭又は栄養教諭に、栄養主査を学校栄養職員に、並びに総括事務主幹又は事務主幹を主査、主任又は主事に、及び主査又は主任を主事に任命することをいう。</p> <p>(11)～(21) (略)</p>
<p>(免許状等の資格区分)</p> <p><b>第4条</b> 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(免許状等の資格区分)</p> <p><b>第4条</b> 教職員の採用に係る免許状等の資格区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) <u>副校長</u> 原則として教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は養護教諭若しくは栄養教諭の普通免許状を所有する者とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(校長の採用並びに<u>副校長</u>、教頭及び主幹教諭への昇任)</p> <p><b>第5条</b> 校長の採用は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長・<u>副校長</u>選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p><u>2</u> <u>副校長</u>への昇任は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長・<u>副校長</u>選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(校長等の採用の特例)</p> <p><b>第7条</b> 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前2条に規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。</p> <p>(1) 現に教育機関又は教育機関以外の行政機関に在職する者を、校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭として採用する必要がある場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p><b>第8条</b> 学校栄養職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p><b>第9条</b> 事務職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(採用にあつての健康診断)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、<u>副校長</u>又は教</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(校長の採用並びに教頭及び主幹教諭への昇任)</p> <p><b>第5条</b> 校長の採用は、当該年度の「新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(校長等の採用の特例)</p> <p><b>第7条</b> 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前2条に規定する選考検査受検者以外の者を、選考により採用することができるものとする。</p> <p>(1) 現に教育機関又は教育機関以外の行政機関に在職する者を、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭として採用する必要がある場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(学校栄養職員の採用)</p> <p><b>第8条</b> 学校栄養職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>新潟県市町村立小中特別支援学校</u>栄養職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(事務職員の採用)</p> <p><b>第9条</b> 事務職員の採用は、新潟県人事委員会が行う「<u>新潟県市町村立小中特別支援学校</u>事務職員採用試験」に合格した者の中から行うものとする。</p> <p>(採用にあつての健康診断)</p> <p><b>第11条</b> (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、教頭を校長に</p>
---	--

<p>頭を校長に採用する場合その他県教育委員会が必要がないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職名)</p> <p><b>第12条</b> 教職員の職名は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(兼務)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 養護教諭については、公立学校の校舎が近接しており、かつ兼務する学校の規模が極めて小さい場合とする。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(休職及び復職)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 復職後、結核性疾患及び精神疾患(精神及び行動の障害並びに自律神経系の障害をいう。)に係る心身の故障にあつては6月以内、それ以外の心身の故障にあつては3月以内で同<u>1</u>疾病による心身の故障により休職を行つた場合の休職期間については、前の休職期間を通算する。</p> <p>(適用の除外)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 教職員のうち、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭が、地方教育行政法第40条の規定により、免職され引き続き同一の職名で採用される場合及び校長、副校長、教頭又は主幹教諭が、同条の規定により、免職され引き続き教諭、養護教諭又は栄養教諭として採用される場合にあつては、第6条及び第10条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第25条</b> <u>第5条第2項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、教頭が免職され引き続き副校長に採用される場合に準用する。</u></p> <p><u>2</u> 第5条第<u>3</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き教頭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>3</u> 第5条第<u>4</u>項の規定は、地方教育行政法第40条</p>	<p>採用する場合その他県教育委員会が必要がないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職名)</p> <p><b>第12条</b> 教職員の職名は、校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、学校栄養職員、総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(兼務)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(休職及び復職)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 復職後、結核性疾患及び精神疾患(精神及び行動の障害並びに自律神経系の障害をいう。)に係る心身の故障にあつては6月以内、それ以外の心身の故障にあつては3月以内で同<u>1</u>疾病による心身の故障により休職を行つた場合の休職期間については、前の休職期間を通算する。</p> <p>(適用の除外)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 教職員のうち、主幹教諭、教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭が、地方教育行政法第40条の規定により、免職され引き続き同一の職名で採用される場合及び校長、教頭又は主幹教諭が、同条の規定により、免職され引き続き教諭、養護教諭又は栄養教諭として採用される場合にあつては、第6条及び第10条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p><b>第25条</b></p> <p>第5条第<u>2</u>項の規定は、地方教育行政法第40条の規定により、教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き教頭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>2</u> 第5条第<u>3</u>項の規定は、地方教育行政法第40条</p>
--	--

<p>の規定により、教職員のうち、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き主幹教諭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>1 新潟県 市町村公立学校校長 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長</p> <p>2 新潟県 市町村公立学校教員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>3 新潟県 市町村公立学校学校栄養職員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>4 新潟県 市町村公立学校事務職員 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校(職名)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1 採用</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)公立学校校長に採用する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する ○号給を給する</p> <p>(2) <u>副校長の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する <u>副校長に補する</u> <u>教育職(二)3級に決定する</u> <u>○号給を給する</u> (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(3) <u>教頭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 教頭に補する 教育職(二)3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(4) <u>主幹教諭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する</p>	<p>の規定により、教職員のうち、教諭、養護教諭又は栄養教諭が免職され引き続き主幹教諭に採用される場合に準用する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p>1 新潟県 市町村公立学校校長 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長</p> <p>2 新潟県 市町村公立学校教員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>3 新潟県 市町村公立学校学校栄養職員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>4 新潟県 市町村公立学校事務職員 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校(職名)</p> <p>III (発令事項)欄の記入 (略)</p> <p>1 採用</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)公立学校校長に採用する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する ○号給を給する</p> <p>(2) <u>教頭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する 教頭に補する 教育職(二)3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(3) <u>主幹教諭の場合</u> (市町村)公立学校教員に採用する</p>
--	--

<p>主幹教諭に補する 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(5) <u>教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭の場合</u></p> <p>(市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・<u>栄養教諭</u>の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(6) <u>栄養主査及び学校栄養職員の場合</u> (市町村)公立学校学校栄養職員に採用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(7) <u>総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合</u> (市町村)公立学校事務職員に採用する (職名)に補する 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兼務</p> <p>(1) 校長の場合 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) <u>校長以外の場合</u> 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 兼務を解除する場合は次による。 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別</p>	<p>主幹教諭に補する 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(4) <u>教諭、講師、特別支援教諭及び栄養教諭の場合</u></p> <p>(市町村)公立学校教員に採用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・<u>特別支援教諭</u>・<u>栄養教諭</u>の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(5) <u>栄養主査及び学校栄養職員の場合</u> (市町村)公立学校学校栄養職員に採用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる ((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(6) <u>総括事務主幹、事務主幹、主査、主任及び主事の場合</u> (市町村)公立学校事務職員に採用する (職名)に補する 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>2 (略)</p> <p>3 兼務</p> <p>(1) 校長の場合 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) <u>主幹教諭、教諭及び講師の場合</u> 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(3) <u>栄養教諭、栄養主査及び学校栄養職員の場合</u> 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>(4) <u>主査、主任及び主事の場合</u> 兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>注 兼務を解除する場合は次による。 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校</p>
--	--

<p>支援)学校(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。</p> <p>4 配置換え</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) 校長以外の場合 (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>5 昇任</p> <p>(1) <u>副校長に昇任させる</u> 教育職(二)3級に決定する ○号給を給する <u>((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(2) <u>教頭に昇任させる</u> 教育職(二)3級に決定する ○号給を給する <u>((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(3) <u>主幹教諭に昇任させる</u> 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する <u>((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(4) <u>栄養主査に昇任させる</u> 学校栄養職3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる <u>((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</u></p> <p>(5) <u>(事務主幹・主任)に昇任させる</u> 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>6 転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させる 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>7 (略)</p> <p>8 降任</p> <p>(1) (教諭・<u>養護教諭</u>・栄養教諭)に降任する 教育職(二)2級に決定する</p>	<p>(長)兼務を免ずる ただし、本務職の異動があつた場合は、兼務は自動的に解除されたものとみなし発令は行わない。</p> <p>4 配置換え</p> <p>(1) 校長の場合 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する</p> <p>(2) 校長以外の場合 (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>5 昇任</p> <p>(1) <u>教頭に昇任させる</u> 教育職(二)3級に決定する ○号給を給する <u>((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(2) <u>主幹教諭に昇任させる</u> 教育職(二)特2級に決定する ○号給を給する <u>((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</u></p> <p>(3) <u>栄養主査に昇任させる</u> 学校栄養職3級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる <u>((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</u></p> <p>(4) <u>(事務主幹・主任)に昇任させる</u> 行政職○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>6 転任 (総括事務主幹・事務主幹・主査)に転任させる 行政職の○級に決定する ○号給を給する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる</p> <p>7 (略)</p> <p>8 降任</p> <p>(1) (教諭・<u>特別支援教諭</u>・栄養教諭)に降任する 教育職(二)2級に決定する</p>
---	--

<p>○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(2) 学校栄養職員に降任する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(3) (主査・主任・主事)に降任する 行政職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>9～18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) 校長に再任用する場合 (市町村)公立学校校長に再任用する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 教諭、講師、<u>養護教諭</u>又は栄養教諭に再任用する場合 (市町村)公立学校教員に再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用す</p>	<p>○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>(2) 学校栄養職員に降任する 学校栄養職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>((市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる)</p> <p>(3) (主査・主任・主事)に降任する 行政職○級に決定する ○号給を給する ((市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる)</p> <p>9～18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) 校長に再任用する場合 (市町村)公立学校校長に再任用する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する 教育職(二)4級に決定する 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 教諭、講師、<u>特別支援教諭</u>又は栄養教諭に再任用する場合 (市町村)公立学校教員に再任用する (職名)に補する 教育職(二)2級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>注 特別支援学校の場合 校長・教諭・講師・<u>養護教諭</u>・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合 (市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する (職名)に補する 学校栄養職○級に決定する (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用す</p>
---	---

<p>る場合                  (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する                  (職名)に補する                  行政職〇級に決定する                  (市町村)立(〇〇小・中・<u>義務教育</u>・特別支援)学校勤務を命ずる                  平成 年 月 日から                  期間                  平成 年 月 日まで                  注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。                  (5)・(6) (略)                  IV (略)</p>	<p>る場合                  (市町村)公立学校学校事務職員に再任用する                  (職名)に補する                  行政職〇級に決定する                  (市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校勤務を命ずる                  平成 年 月 日から                  期間                  平成 年 月 日まで                  注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。                  (5)・(6) (略)                  IV (略)</p>
---	---

**新潟海区漁業調整委員会指示**

◎新潟海区漁業調整委員会指示第1号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
勝木川河口	河口中央より半径700メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
名立川河口		
能生川河口		
谷根川河口	河口中央より半径600メートル以内の海域	
桑取川河口		
早川河口	河口中央より半径450メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第2号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域(ただし、新潟県漁業調整規則(昭和39年新潟県規則第67号)第41条の規定に定める海域を除く。)においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、

さけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
大川河口	河口中央より半径1,000メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで
荒川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
胎内川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
加治川分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
阿賀野川河口	河口中央より半径1,100メートル以内の海域	
信濃川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	
関屋分水路河口	河口中央より半径750メートル以内の海域	
大河津分水路河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	
姫川河口	河口中央より半径800メートル以内の海域	

◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

なお、指示の有効期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、同表の右欄に掲げる期間は、さし網漁業によりさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

名 称	禁 止 区 域	禁 止 期 間
三面川河口	河口中央より半径850メートル以内の海域	さけにあつては10月1日から12月31日まで ますにあつては3月1日から6月15日まで

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域	<p>(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖）</p> <p>ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点</p> <p>イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>(4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖）</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点</p> <p>カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点</p> <p>ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点</p> <p>コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点</p> <p>(5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖）</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点</p> <p>シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点</p> <p>ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点</p> <p>セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点</p> <p>ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点</p> <p>タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点</p> <p>チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点</p>
2 漁具制限	<p>船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌を禁止</p>



限する。

なお、この指示の有効期限は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

底建網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに新潟海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 操業の承認期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

2 操業の承認の海域

操業を認める海域は底建網漁業を営もうとする者が所属する漁業協同組合が有する共同漁業権漁場内とする。

3 承認をする漁具

水深27m以深に設置する袋状又は箱状の身網と袖状の手網を有し、漁具の固定方法が錨などで容易に移動できる構造の漁具とする。

4 承認対象者

操業する共同漁業権漁場を管理する漁業協同組合の同意を得た者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは別に定める底建網漁業操業承認証を交付する

6 承認の取り消し

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消することができる。

7 操業の制限または条件

(1) 漁具の規模は、身網の周囲100メートル以内、身網の高さ6メートル以内及び手網の長さは75メートル以内とする。

(2) 使用する錨綱の長さは、身網設置水深の2倍以内とする。

(3) 漁具の敷設中、当該漁具の身網敷設位置の水面上1.5メートル以上の高さに標旗(白色方50センチメートル)を立て、その標旗には漁業名、船名及び漁船登録番号を明記するとともに、夜間にあつては点滅灯を設置しなければならない。

(4) 設置できる漁具の統数は5ヶ統以内とする。

(5) 操業期間終了後30日以内に、別に定める漁獲成績報告書を海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(6) 共同漁業権漁業を妨げてはならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

8 漁具の検査

必要に応じて漁具の検査を行う。

## 佐渡海区漁業調整委員会指示

### ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

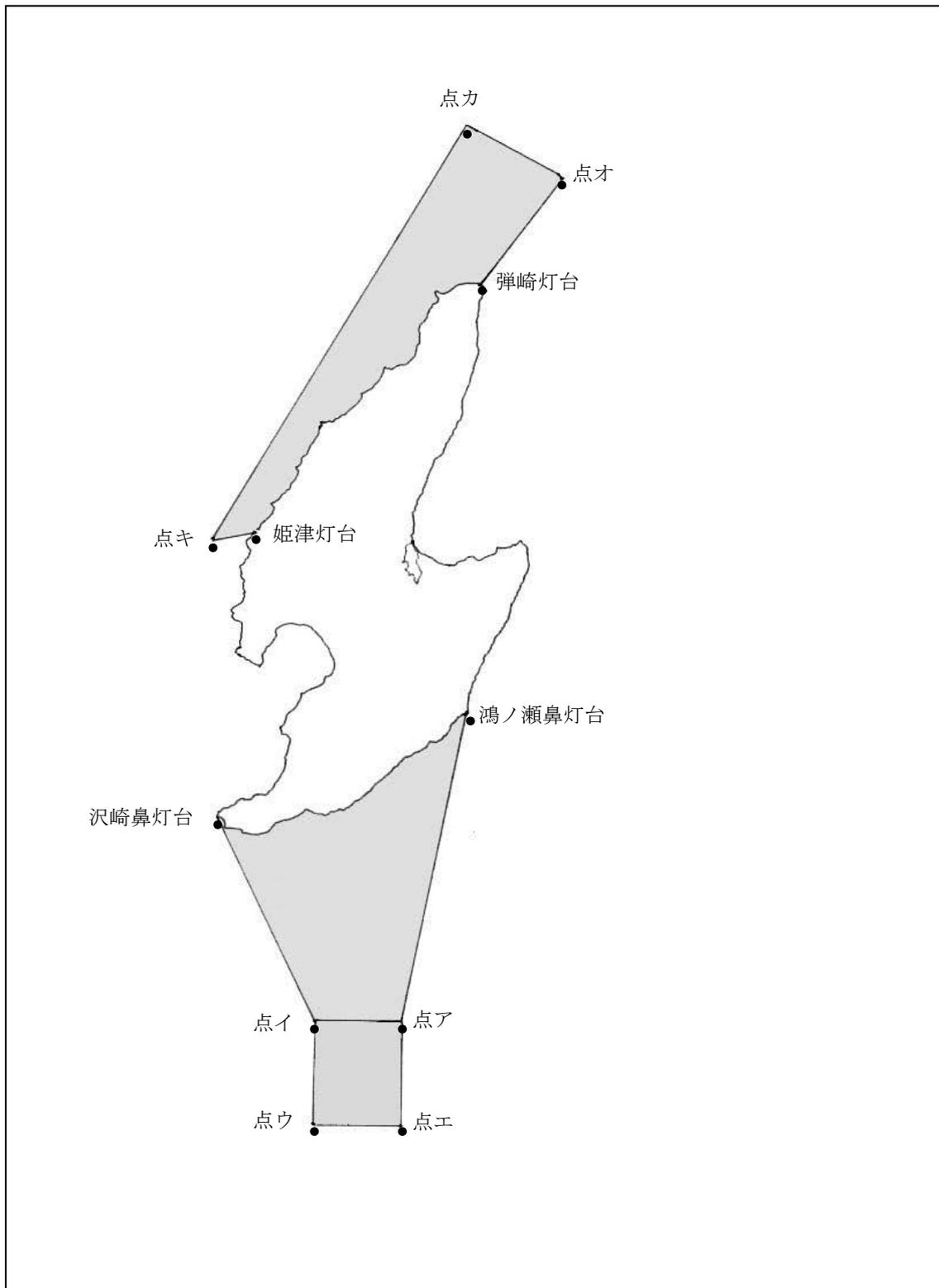
なお、この指示の有効期限は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

平成29年3月24日

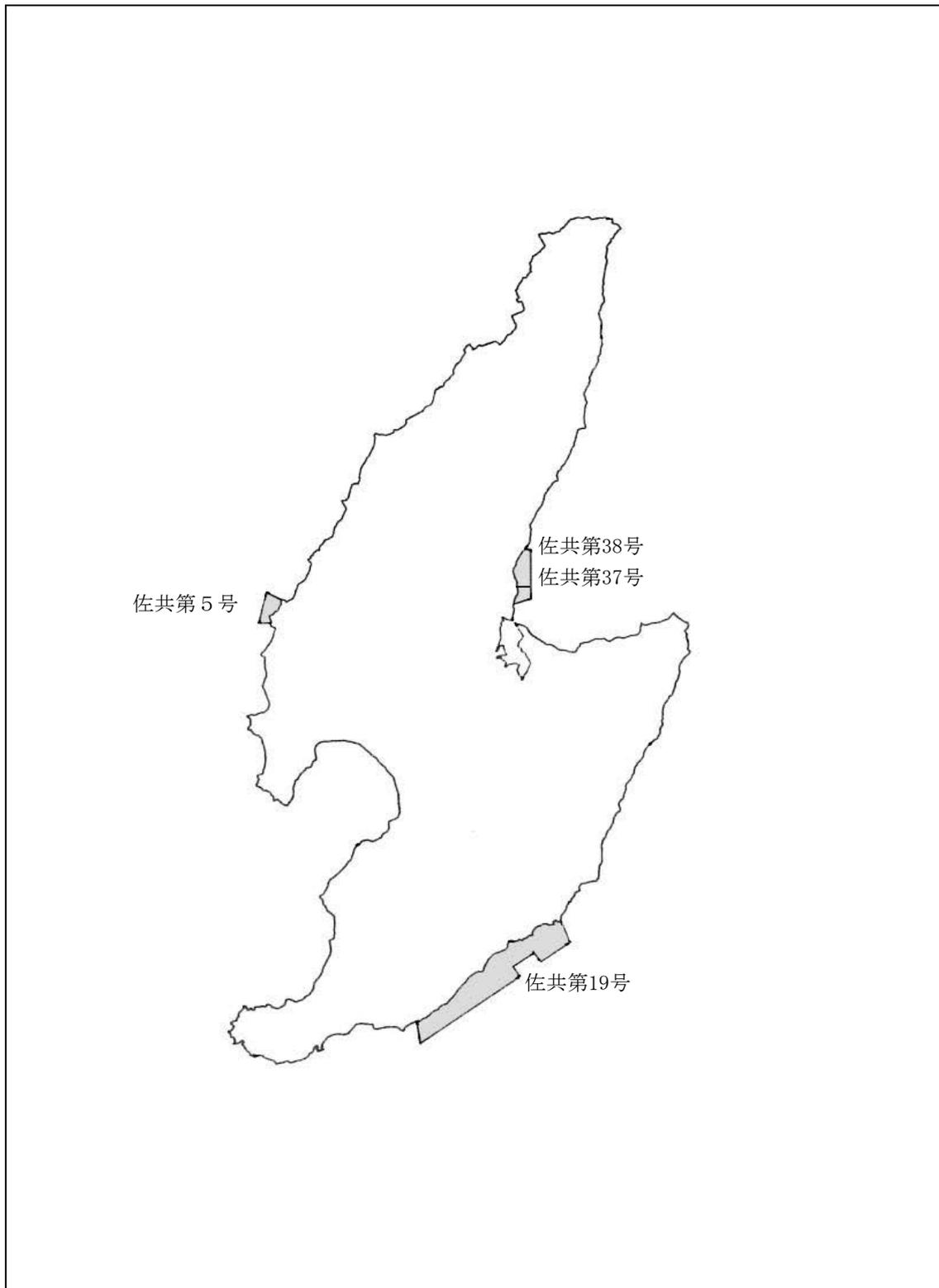
佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止区域	<p>(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止</p> <p>(2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止</p> <p>① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分</p> <p>エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分</p> <p>② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分</p> <p>イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分</p> <p>③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止</p> <p>オ 北緯38度26分、東経138度37分</p> <p>カ 北緯38度29分、東経138度30分</p> <p>キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(6) 共同漁業権佐共第5号（佐渡市姫津地先）内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め（ただし禁止区域あり）、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>① 佐共第5号（佐渡市姫津地先）</p> <p>② 佐共第19号（佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菴場地先）</p> <p>③ 佐共第37号（平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先）</p> <p>④ 佐共第38号（佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先）</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- 1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については、適用しない。

### ◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚子保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

平成29年3月24日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

#### 1 禁止する行為

- (1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）
- (2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までに行う一切の行為

#### 2 禁止海域

##### (1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100メートルの点

点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点

点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点

点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点

点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点

点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点

点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点

点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

##### (2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600メートルの点

点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点

点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点

点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点

点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点

点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点

点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点

点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点

公安委員会規則



<p>(略)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第<u>3条第1項</u>の規定による風俗営業の許可</p> <p><u>(2) 風営適正化法第3条第2項の規定による許可条件の付与及び変更（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(3) 風営適正化法第5条第1項の規定による許可申請書の受理（同項第3号を除き、第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(4) 風営適正化法第5条第2項の規定による許可証の交付（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(5) 風営適正化法第5条第3項の規定による許可をしない旨の通知（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(6) 風営適正化法第5条第4項の規定による許可証の亡失等の届出の受理及び再交付（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の規定による相続等の承認（これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(8) 風営適正化法第7条第5項の規定による許可証の書換申請の受理及び書換え（第7条の2第3項、第7条の3第3項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(9) 風営適正化法第7条第6項の規定による許可証の返納の受理（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(10) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による営業所の構造又は設備の変更承認（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(11) 風営適正化法第9条第3項の規定による変更の届出書の受理（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(12) 風営適正化法第9条第4項の規定による許可証の書換え（第31条の23において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(13) 風営適正化法第9条第5項の規定による特例営業者の営業所の構造又は</u></p>	<p>(略)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第<u>3条</u>の規定による風俗営業の許可<u>並びに</u>条件の付与及び変更</p> <p><u>(2) 風営適正化法第5条第1項の規定による風俗営業の許可申請書の受理</u></p> <p><u>(3) 風営適正化法第5条第2項の規定による風俗営業の許可証の交付</u></p> <p><u>(4) 風営適正化法第5条第3項の規定による風俗営業の許可をしない旨の通知</u></p> <p><u>(5) 風営適正化法第5条第4項の規定による風俗営業許可証の亡失等の届出の受理及び再交付</u></p> <p><u>(6) 風営適正化法第7条第1項、第7条の2第1項又は第7条の3第1項の規定による風俗営業の相続等の承認申請の受理及び承認</u></p> <p><u>(7) 風営適正化法第7条第5項の規定による風俗営業許可証の書換申請の受理及び書換え（第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(8) 風営適正化法第7条第6項の規定による風俗営業許可証の返納の受理</u></p> <p><u>(9) 風営適正化法第9条第1項及び第2項の規定による風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理及び承認（第20条第10項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(10) 風営適正化法第9条第3項の規定による風俗営業者の氏名等の変更の届出書の受理（第20条第10項において準用する場合を含む。）</u></p> <p><u>(11) 風営適正化法第9条第4項の規定による風俗営業許可証の書換え</u></p> <p><u>(12) 風営適正化法第9条第5項の規定による特例風俗営業者の風俗営業所の</u></p>
---	--

<p>設備の変更の届出書の受理 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(14) 風営適正化法第10条第1項又は第3項の規定による許可証の返納の受理 <u>(これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(15) 風営適正化法第10条の2第1項の規定による特例営業者の認定 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(16) 風営適正化法第10条の2第2項の規定による特例営業者の認定申請書の受理 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(17) 風営適正化法第10条の2第3項の規定による特例営業者の認定証の交付 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(18) 風営適正化法第10条の2第4項の規定による特例営業者の認定をしない旨の通知 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(19) 風営適正化法第10条の2第5項の規定による特例営業者の認定証の亡失等の届出の受理及び再交付 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(20) 風営適正化法第10条の2第6項の規定による特例営業者の認定の取消し <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u> (聴聞を要しないものに限る。)</p> <p>(21) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項の規定による特例営業者の認定証の返納の受理 <u>(これらの規定を第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 風営適正化法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(26) 風営適正化法第24条第6項の規定による管理者講習の実施 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(27) 風営適正化法第24条第7項の規定による管理者講習の通知 <u>(第31条の23において準用する場合を含む。)</u></p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p>	<p>構造又は設備の変更の届出書の受理</p> <p>(13) 風営適正化法第10条第1項又は第3項の規定による風俗営業許可証の返納の受理</p> <p>(14) 風営適正化法第10条の2第1項の規定による特例風俗営業者の認定</p> <p>(15) 風営適正化法第10条の2第2項の規定による特例風俗営業者の認定申請書の受理</p> <p>(16) 風営適正化法第10条の2第3項の規定による特例風俗営業者の認定証の交付</p> <p>(17) 風営適正化法第10条の2第4項の規定による特例風俗営業者の認定をしない旨の通知</p> <p>(18) 風営適正化法第10条の2第5項の規定による特例風俗営業者の認定証の亡失等の届出の受理及び再交付</p> <p>(19) 風営適正化法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し (聴聞を要しないものに限る。)</p> <p>(20) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項の規定による特例風俗営業者の認定証の返納の受理</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) 風営適正化法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告</p> <p>(25) 風営適正化法第24条第6項の規定による管理者講習の実施</p> <p>(26) 風営適正化法第24条第7項の規定による管理者講習の通知</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p>
--	--

<u>(32)</u> (略)	<u>(31)</u> (略)
<u>(33)</u> (略)	<u>(32)</u> (略)
<u>(34)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(35)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(36)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(37)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(38)</u> 風営適正化法第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可	
<u>(39)</u> 風営適正化法第31条の24の規定による特定遊興飲食店営業者に対する必要な指示	
<u>(40)</u> (略)	<u>(37)</u> (略)
<u>(41)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)
<u>(42)</u> (略)	<u>(39)</u> (略)
<u>(43)</u> (略)	<u>(40)</u> (略)
<u>(44)</u> (略)	<u>(41)</u> (略)
<u>(45)</u> (略)	<u>(42)</u> (略)
<u>(46)</u> (略)	<u>(43)</u> (略)
<u>(47)</u> (略)	<u>(44)</u> (略)
<u>(48)</u> (略)	<u>(45)</u> (略)
<u>(49)</u> (略)	<u>(46)</u> (略)
<u>(50)</u> (略)	<u>(47)</u> (略)
<u>(51)</u> (略)	<u>(48)</u> (略)
<u>(52)</u> (略)	<u>(49)</u> (略)
<u>(53)</u> (略)	<u>(50)</u> (略)
<u>(54)</u> (略)	<u>(51)</u> (略)
<u>(55)</u> (略)	<u>(52)</u> (略)
<u>(56)</u> 風営適正化法第44条第1項の規定による風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者の団体の届出の受理	<u>(53)</u> 風営適正化法第44条の規定による風俗営業者の団体の届出の受理
<u>(57)</u> 風営適正化法第44条第2項の規定による同条第1項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るための必要な助言、指導その他の措置	
<u>(58)</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年 国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。） <u>第10条第2項</u> の規定による許可の通知（ <u>第78条第2項</u> において準用する場合を含む。）	<u>(54)</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年 国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。） <u>第11条第2項</u> の規定による許可の通知
<u>(59)</u> 風営適正化法施行規則第10条第3項の規定による管理者証の交付（ <u>第78条第2項</u> において準用する場合を含む。）	<u>(55)</u> 風営適正化法施行規則第11条第3項の規定による管理者証の交付
<u>(60)</u> 風営適正化法施行規則第13条、第14条又は第15条の規定による相続等の承認申請の受理（それぞれ第81条、第82条又は第83条において準用する場合を含む。）	

- (61) 風営適正化法施行規則第16条の規定による相続等の承認又は不承認の通知（第22条、第84条及び第90条において準用する場合を含む。）
- (62) 風営適正化法施行規則第19条の規定による営業所の構造又は設備の変更承認申請の受理（第87条において準用する場合を含む。）
- (63) 風営適正化法施行規則第20条第3項の規定による変更届に伴う風俗営業管理者証の受理
- (64) 風営適正化法施行規則第20条第4項の規定による変更届に伴う風俗営業管理者証の交付
- (65) 風営適正化法施行規則第26条第2項の規定による認定通知（第94条第2項において準用する場合を含む。）
- (66) 風営適正化法施行規則第40条第2項の規定による管理者講習欠席理由書の受理（第97条第3項において準用する場合を含む。）
- (67) 風営適正化法施行規則第44条第2項の規定による届出確認書不交付通知書の交付（第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）
- (68) 風営適正化法施行規則第45条の規定による届出確認書の再交付（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）
- (69) 風営適正化法施行規則第46条の規定による届出確認書の返納の受理（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）
- (70) 風営適正化法施行規則第88条第3項の規定による変更届に伴う特定遊興飲食店営業管理者証の受理
- (71) 風営適正化法施行規則第88条第4項の規定による変更届に伴う特定遊興飲食店営業管理者証の交付
- (72) (略)
- (73) (略)
- (74) (略)
- (75) (略)
- (76) (略)
- (77) (略)
- (78) (略)
- (79) (略)
- (80) (略)

- (56) 風営適正化法施行規則第17条の規定による風俗営業の相続等の承認又は不承認の通知（第23条において準用する場合を含む。）
- (57) 風営適正化法施行規則第21条第3項の規定による変更届に伴う管理者証の受理
- (58) 風営適正化法施行規則第21条第4項の規定による変更届に伴う管理者証の交付
- (59) 風営適正化法施行規則第27条第2項の規定による認定通知
- (60) 風営適正化法施行規則第39条第2項の規定による管理者講習欠席理由書の受理
- (61) 風営適正化法施行規則第43条第2項の規定による届出確認書不交付通知書の交付（第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）
- (62) 風営適正化法施行規則第44条の規定による届出確認書の再交付（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）
- (63) 風営適正化法施行規則第45条の規定による届出確認書の返納の受理（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）
- (64) (略)
- (65) (略)
- (66) (略)
- (67) (略)
- (68) (略)
- (69) (略)
- (70) (略)
- (71) (略)
- (72) (略)

	(81) (略)		(73) (略)
	(82) (略)		(74) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
質屋営業法関係	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>質屋法第4条第2項の規定による廃業若しくは長期休業又は変更の届出の受理</u></p> <p>(8) <u>質屋法第4条第3項の規定による死亡の届出の受理</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>質屋法第8条第3項の規定による許可証の亡失又は盗み取られたときの届出の受理</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>質屋法第9条第1項から第3項までの規定による許可証返納の受理</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) <u>質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号。以下「質屋法施行規則」という。)第1条第1項に規定する申請書及び届出書並びにその他の手続に係る書類の受理</u></p> <p>(20) <u>質屋法施行規則第9条に規定する質物の保管設備の変更届出の受理</u></p>	質屋営業法関係	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第1条第1項に規定する申請書及び届出書並びにその他の手続に係る書類の受理</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)
警備業法関係	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>警備業法第5条第1項の規定による認定申請書の受理</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>警備業法第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新申請の受理</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p>	警備業法関係	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>

<p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>警備業法第23条第1項の規定による検定の実施</u></p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) <u>警備業法第50条第2項の規定による聴聞開催の通知及び公示</u></p> <p>(33) <u>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査の実施</u></p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) (略)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) <u>検定規則第9条第1項の規定による検定申請書の受理</u></p> <p>(44) (略)</p> <p>(45) (略)</p> <p>(46) <u>検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換え</u></p> <p>(47) <u>検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付</u></p> <p>(48) <u>検定規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書の受理</u></p> <p>(49) <u>検定規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の受理</u></p> <p>(50) <u>検定規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の受理</u></p> <p>(51) (略)</p> <p>(52) (略)</p> <p>(53) (略)</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>警備業法第23条の規定による検定の実施</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) <u>警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正警備業法」という。)附則第4条の規定による届出書の受理</u></p> <p>(31) <u>改正警備業法附則第5条の規定による審査の実施</u></p> <p>(32) (略)</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(36) (略)</p> <p>(37) (略)</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(41) <u>検定規則第9条の規定による検定申請書の受理</u></p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) (略)</p> <p>(44) <u>検定規則第12条の規定による成績証明書の書換え及び再交付</u></p> <p>(45) (略)</p> <p>(46) (略)</p> <p>(47) (略)</p> <p>(48) (略)</p> <p>(49) (略)</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 関 係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銃刀法第4条の3第1項の規定による<u>認知機能検査</u>(第7条の3第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 銃刀法第4条の4第2項又は第9条の6第3項の規定による番号又は記号の指定及び打刻命令(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(12) 銃刀法第5条の4第1項本文の規定による<u>技能検定の実施及び検定に使用する猟銃の指定又は同項ただし書の規定による受検の却下</u></p> <p>(13) 銃刀法第5条の4第2項の規定による<u>技能検定の合格証明書</u>の交付</p> <p>(14) 銃刀法第5条の5第1項の規定による<u>技能講習の実施</u></p> <p>(15) 銃刀法第6条の規定による<u>国際競技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可</u></p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による<u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新又は不更新</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の<u>提出命令及び仮領置</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(23) 銃刀法第8条第10項の規定による銃砲又は刀剣類の<u>売却代金の交付及び費用の控除</u>(第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項、第11条の2第6項、第24条の2第8項又は第27条第3項において準用する場合を含む。)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 銃刀法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の<u>指定又は不指定</u></p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) 銃刀法第9条の5第2項、第9条の10第2項又は第9条の13第1項の規定による資格の<u>認定又は不認定</u></p>	<p>銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 関 係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銃刀法第4条の3第1項の規定による認知機能検査</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 銃刀法第4条の4第2項又は第9条の6第3項の規定による番号又は記号の打刻命令(第9条の11第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(12) 銃刀法第5条の4第1項本文の規定による<u>検定の実施又は同項ただし書の規定による受検の却下</u></p> <p>(13) 銃刀法第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付</p> <p>(14) 銃刀法第5条の5第1項の規定による<u>講習の実施</u></p> <p>(15) 銃刀法第6条の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(18) 銃刀法第7条の3第2項の規定による<u>猟銃又は空気銃の所持の許可の更新</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項若しくは第8項、第11条の2第1項から第3項まで又は第26条第2項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の<u>仮領置等</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) 銃刀法第9条の3第1項の規定による射撃指導員の指定</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 銃刀法第9条の5第2項、第9条の10第2項又は第9条の13第1項の規定による資格の認定</p>
---	---

(30) (略)  
(31) (略)  
(32) (略)  
(33) (略)  
(34) (略)  
(35) (略)  
(36) (略)  
(37) (略)  
(38) (略)  
(39) (略)  
(40) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の提出命令及び保管  
(41) (略)  
(42) (略)  
(43) (略)  
(44) (略)  
(45) (略)  
(46) (略)  
(47) (略)  
(48) (略)  
(49) (略)  
(50) (略)  
(51) (略)  
(52) (略)  
(53) 銃刀法施行令第20条第1項の規定による技能検定の実施の通知  
(54) 銃刀法施行令第21条第1項の規定による技能講習の実施の通知  
(55) (略)  
(56) (略)  
(57) (略)  
(58) (略)  
(59) (略)  
(60) 銃刀法規則第18条の規定による打刻命令書の交付  
(61) (略)  
(62) 銃刀法規則第23条又は第27条の規定による通知書の交付  
(63) (略)  
(64) 銃刀法規則第38条の規定による仮領置書の交付  
(65) 銃刀法規則第41条の規定による仮領置書及び代金領収書の受理と代金明細書の交付(第114条において準用する場合を含む。)  
(66) 銃刀法規則第44条の規定による射撃指導員指定書の交付  
(67) 銃刀法規則第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書の交付

(29) (略)  
(30) (略)  
(31) (略)  
(32) (略)  
(33) (略)  
(34) (略)  
(35) (略)  
(36) (略)  
(37) (略)  
(38) (略)  
(39) 銃刀法第13条の3第1項又は第3項の規定による銃砲、刀剣類又は拳銃部品の保管  
(40) (略)  
(41) (略)  
(42) (略)  
(43) (略)  
(44) (略)  
(45) (略)  
(46) (略)  
(47) (略)  
(48) (略)  
(49) (略)  
(50) (略)  
(51) (略)  
(52) 銃刀法施行令第20条第1項の規定による検定の実施の通知  
(53) 銃刀法施行令第21条第1項の規定による講習の実施の通知  
(54) (略)  
(55) (略)  
(56) (略)  
(57) (略)  
(58) (略)  
  
(59) (略)  
  
(60) (略)

	<p>(68) <u>銃刀法規則第51条の規定による教習射撃場指定書の交付（第65条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(69) <u>銃刀法規則第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書の交付（第67条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(70) <u>銃刀法規則第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書の交付</u></p> <p>(71) <u>銃刀法規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書の交付</u></p> <p>(72) <u>銃刀法規則第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書の交付</u></p> <p>(73) <u>銃刀法規則第93条の規定による猟銃等保管業務廃止等命令書の交付</u></p> <p>(74) <u>銃刀法規則第96条の規定による保管書の交付</u></p> <p>(75) <u>銃刀法規則第113条の規定による提出命令書の交付</u></p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）第10条の規定による指定射撃場指定申請書の受理</u></p> <p>(78) <u>指定府令第11条の規定による指定通知書の交付</u></p> <p>(79) <u>指定府令第13条の規定による記載事項変更届出の受理</u></p> <p>(80) <u>指定府令第14条の規定による指定解除通知書の交付</u></p> <p>(81) (略)</p> <p>(82) (略)</p>	<p>(61) (略)</p> <p>(62) <u>指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第13条の規定による記載事項変更届出の受理</u></p> <p>(63) (略)</p> <p>(64) (略)</p>
<p>火薬類取締法関係</p>	<p>(1) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火薬法」という。）第50条の2に規定する火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）の同法第17条第1項の規定による譲渡及び譲受けの許可</u></p> <p>(2) <u>火薬法第17条第2項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡及び譲受けの不許可</u></p> <p>(3) <u>火薬法第17条第4項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の交付</u></p> <p>(4) <u>火薬法第17条第6項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の有効期間の指定（第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(5) <u>火薬法第17条第7項又は第8項の規定による猟銃用火薬類等の許可証の書</u></p>	<p>火薬類取締法関係</p> <p>(1) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火薬法」という。）第50条の2に規定する火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）の同法第17条の規定による譲渡及び譲受けの許可並びに許可証の交付、有効期間の指定、書換え、再交付申請の受理及び再交付</u></p>

<p>換え又は再交付（第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）</p> <p>(6) <u>火薬法第19条第1項の規定による運搬証明書の交付</u></p> <p>(7) <u>火薬法第19条第2項の規定による運搬についての必要な指示</u></p> <p>(8) <u>火薬法第19条第3項の規定による運搬証明書への指示内容の記載</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>火薬法第24条第2項の規定による猟銃用火薬類等の輸入の不許可</u></p> <p>(11) <u>火薬法第25条第1項の規定による猟銃用火薬類等の消費の許可</u></p> <p>(12) <u>火薬法第25条第2項の規定による猟銃用火薬類等の消費の不許可</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) <u>火薬法第48条の規定による猟銃用火薬類等の譲渡、譲受又は消費許可に対する条件の付与</u></p> <p>(16) <u>火薬法第48条の規定による猟銃用火薬類等の輸入許可に対する条件の付与</u></p> <p>(17) <u>火薬法第52条第1項の規定により新潟県知事又は指定都市の長から意見を聞かれた場合における意見の申述</u></p> <p>(18) <u>火薬法第52条第2項の規定による新潟県知事又は指定都市の長からの通報の受理</u></p> <p>(19) <u>火薬法第52条第3項の規定による国土交通大臣からの通報の受理</u></p> <p>(20) <u>火薬法第52条第4項の規定による新潟県知事、指定都市の長又は地方運輸局長に対する措置要請</u></p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) <u>譲渡等府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付</u></p> <p>(26) <u>譲渡等府令第9条第4項の規定による記載事項変更届の受理</u></p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) <u>譲渡等府令第13条第1項の規定による届出書及び申請書並びにその他の手続に係る書類の受理</u></p>	<p>(2) <u>火薬法第19条の規定による運搬証明書の交付及び運搬についての必要な指示</u></p> <p>(3) <u>火薬法第19条第4項の規定による運搬証明書の有効期間の指定、書換え及び再交付</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>火薬法第24条第3項の規定による猟銃用火薬類等を輸入した旨の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>火薬法第25条の規定による猟銃用火薬類等の消費の許可</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>火薬法第52条第1項の規定により新潟県知事から意見を聞かれた場合における意見の申述</u></p> <p>(10) <u>火薬法第52条第2項の規定による新潟県知事からの通報の受理</u></p> <p>(11) <u>火薬法第52条第4項の規定による新潟県知事に対する措置要請</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>譲渡等府令第9条第3項の規定による輸入許可書の交付及び同条第4項の規定による記載事項変更届の受理</u></p> <p>(17) (略)</p>
---	--

	(29) (略) (30) (略) (31) <u>火薬類の運搬に関する内閣府令</u> (昭和35年総理府令第65号。以下「運搬府令」という。)第2条第1項の規定による火薬類運搬届の受理 (32) <u>運搬府令第4条の規定による記載事項変更届の受理</u> (33) <u>運搬府令第5条の規定による運搬証明書の再交付申請の受理</u>		(18) (略) (19) (略)
(略)		(略)	
核子 原炉 料の 物規 質制 ・に 核関 燃す 料る 物法 質律 及関 び係 原	(1)～(5) (略) (6) <u>原子炉等規制法第62条の3の規定による事故等発生時の報告の受理</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略)	核子 原炉 料の 物規 質制 ・に 核関 燃す 料る 物法 質律 及関 び係 原	(1)～(5) (略)  (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略)
放障 射害 性の 同防 位止 元に 素関 等す に る よ法 る律 放関 射係 線	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> 第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	放障 射害 性の 同防 位止 元に 素関 等す に る よ法 る律 放関 射係 線	(1) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u> (昭和32年法律第167号)第42条第1項の規定による報告の徴収 (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)
(略)		(略)	
感 染 法 症 律 の 関 予 係 防 及 び 感 染	(1)～(5) (略)     (6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 施行令 (平成10年政令第420号。以下「感染症予防法施行令」という。)第21条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の書換え (7) <u>感染症予防法施行令第22条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の再交付</u> (8) <u>感染症予防法施行令第23条の規定に</u>	感 染 法 症 律 の 関 予 係 防 及 び 感 染	(1)～(5) (略) (6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> 施行令 (平成10年政令第420号。以下「感染症予防法施行令」という。)第21条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の書換え (7) <u>感染症予防法施行令第22条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の再交付</u> (8) <u>感染症予防法施行令第23条の規定に</u>

<p>症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す</p>	<p>する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症予防法施行令」という。）第23条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の返納の受理 <u>(7) (略)</u> <u>(8) 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）第5条に規定する運搬証明書の書換え申請書の受理及び書換え</u> <u>(9) 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則第6条に規定する運搬証明書の再交付申請の受理及び再交付</u></p>	<p>症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す</p>	<p>よる届出対象病原体等運搬証明書の返納の受理  <u>(9) (略)</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p><u>(1)～(201) (略)</u> <u>(202) 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書について（昭和40年4月20日付け警察庁乙交発第3号）第2条の規定による意見書の提出</u> <u>(203) 特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（平成元年3月27日付け警察庁丙規発第20号）第2条の規定による意見書の提出</u> <u>(204) 道路運送車両の保安基準第55条（基準の緩和）に関する地方運輸局長から意見を聞かれた場合における意見の申述</u> <u>(205) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく地域公共交通網形成計画の認定等に伴う意見の提出</u> <u>(206) (略)</u> <u>(207) (略)</u> <u>(208) (略)</u> <u>(209) (略)</u> <u>(210) (略)</u> <u>(211) (略)</u> <u>(212) (略)</u> <u>(213) (略)</u>  <u>(214) (略)</u></p>	<p>道 路 交 通 法 関 係</p>	<p><u>(1)～(201) (略)</u>  <u>(202) (略)</u> <u>(203) (略)</u> <u>(204) (略)</u> <u>(205) (略)</u> <u>(206) (略)</u> <u>(207) (略)</u> <u>(208) (略)</u> <u>(209) (略)</u> <u>(210) 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書について（昭和40年4月20日付け警察庁乙交発第3号）第2条の規定による意見書の提出</u> <u>(211) (略)</u></p>

	(215) (略)		(212) (略)
	(216) (略)		(213) (略)
	(217) (略)		(214) (略)
	(218) (略)		(215) (略)
	(219) (略)		(216) (略)
(略)		(略)	
災本 害法 対関 策係 基	(略)	災本 害法 対関 策係 基	(略)
国力 会事 議業 議業 堂の 、周 内辺 閣地 総域 理の 大上 臣空 官に 邸お そけ のる 他小 の型 国無 の人 重機 要等 なの 施飛 設行 等の 、禁 外止 国に 公関 館す 等る 及法 び律 原関 子係	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による公安委員会への通報		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 安全運転管理者として選任された者が規則第9条の9第1項第2号の規定による教習又は認定を受けているときは、次条の規定により交付された教習修了証又は認定証</u></p> <p><u>(4) 副安全運転管理者として選任された者が規則第9条の9第2項第2号の規定による認定を受けているときは、次条の規定により交付された認定証</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表第2</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道 路 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要地方道 新潟安田線</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要地方道 新潟黒埼インター線</td> <td style="text-align: center;">新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市道上新田 市野坪線</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市道福島柳 橋線</td> <td style="text-align: center;">見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市道白根2 -400号線</td> <td style="text-align: center;">新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</td> </tr> </tbody> </table>	道 路 名	区 間	(略)		主要地方道 新潟安田線	(略)	主要地方道 新潟黒埼インター線	新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで	(略)		市道上新田 市野坪線	(略)	市道福島柳 橋線	見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで	(略)		市道白根2 -400号線	新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで	<p>(選任及び解任の届出)</p> <p><b>第12条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 安全運転管理者等として選任された者の履歴書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 安全運転管理者として選任された者の自動車運転管理経歴書又は次条の規定により交付された教習修了証若しくは認定証</u></p> <p><u>(5) 副安全運転管理者として選任された者の自動車運転管理経歴書、自動車運転経歴書又は次条の規定により交付された認定証</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><b>別表第2</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">道 路 名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要地方道 新潟安田線</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市道上新田 市野坪線</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市道白根2 -400号線</td> <td style="text-align: center;">新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで</td> </tr> </tbody> </table>	道 路 名	区 間	(略)		主要地方道 新潟安田線	(略)	(略)		市道上新田 市野坪線	(略)	(略)		市道白根2 -400号線	新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
主要地方道 新潟安田線	(略)																																
主要地方道 新潟黒埼インター線	新潟市西区青山字道下225番7から新潟市西区山田字堤付2522番3まで																																
(略)																																	
市道上新田 市野坪線	(略)																																
市道福島柳 橋線	見附市福島町499番地2から見附市柳橋町495番まで																																
(略)																																	
市道白根2 -400号線	新潟市南区北田中字宮下497番6から新潟市南区北田中字宮下497番19まで																																
道 路 名	区 間																																
(略)																																	
主要地方道 新潟安田線	(略)																																
(略)																																	
市道上新田 市野坪線	(略)																																
(略)																																	
市道白根2 -400号線	新潟市南区北田中字宮下497番15から新潟市南区北田中字宮下497番19まで																																

(略)		(略)	
市道榎山の 下線	(略)	市道榎山の 下線	(略)
市道城山茅 野山線	新潟市江南区茅野山1丁目2191番 1から新潟市江南区茅野山1丁目 2126番まで		
市道亀田1 -295号線	新潟市江南区茅野山3丁目2197番 3から新潟市江南区茅野山3丁目 2197番3まで		
市道亀田1 -539号線	新潟市江南区茅野山3丁目2127番 4から新潟市江南区茅野山3丁目 2139番1まで		
(略)		(略)	

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7及び別記様式第7の2を次のように改める。

別記様式第7

事業所コード						<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 解任																																																
<b>安全運転管理者に関する届出書</b>																																																								
新潟県公安委員会 殿						年 月 日																																																		
<input type="checkbox"/> 安全運転管理者を選任 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者を解任 <input type="checkbox"/> 届出事項を変更			したので		届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名		印																																																	
下記のとおりに相違ないことを届出（証明）します。						（電話 _____）																																																		
①選任年月日		_____年 _____月 _____日 （初めて選任届を出した年月日）			⑦ 事業所名称		_____ （ふりがな）																																																	
②安全運転管理者氏名		_____ （ふりがな）			⑧ 事業所所在地		_____ （電話 _____）																																																	
③ 資格要件		生年月日 _____年 _____月 _____日 （年齢） _____（歳） <input type="checkbox"/> 運転管理の経験2年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の教習修了者で管理の経験1年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定			⑨ 業種別		<input type="checkbox"/> 1 官公署 <input type="checkbox"/> 2 公社公団等 <input type="checkbox"/> 3 農業 <input type="checkbox"/> 4 林業 <input type="checkbox"/> 5 漁業 <input type="checkbox"/> 6 鉱業 <input type="checkbox"/> 7 建設業 <input type="checkbox"/> 8 製造業 <input type="checkbox"/> 9 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 10 不動産業 <input type="checkbox"/> 11 金融保険業 <input type="checkbox"/> 12 運輸業 <input type="checkbox"/> 13 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> 14 通信業 <input type="checkbox"/> 15 サービス業 <input type="checkbox"/> 16 代行業 <input type="checkbox"/> 17 その他																																																	
④ 安全運転管理者の管理経験		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>勤務所名</th> <th>役職名</th> <th>在職期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td>_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間</td> </tr> </tbody> </table>			勤務所名	役職名	在職期間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間			_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間	⑩ 使用の本拠における自動車台数		⑪ 使用の本拠における運転者数																												
勤務所名	役職名	在職期間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
		_____年 _____月から _____年 _____月まで _____年 _____月間																																																						
⑤ 職務上の地位					乗用車		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>台数</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> </tr> <tr> <td>大型</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>準中型</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>軽</td> <td> </td> </tr> </table>		台数	台	台	台	台	台	台	台	大型								中型								準中型								普通								軽							
台数	台	台	台	台	台	台	台																																																	
大型																																																								
中型																																																								
準中型																																																								
普通																																																								
軽																																																								
⑥ 運転免許		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			貨物車		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>台数</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>小型特殊</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>大型二輪</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>普通二輪</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> </tr> </table>		台数	台	台	台	台	台	台	台	大型特殊								小型特殊								大型二輪								普通二輪								計							
台数	台	台	台	台	台	台	台																																																	
大型特殊																																																								
小型特殊																																																								
大型二輪																																																								
普通二輪																																																								
計																																																								
通勤マイカー利用状況		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">乗用車</th> <th colspan="2">貨物車</th> <th>自動二輪</th> <th>原付</th> <th>計</th> </tr> <tr> <th>普通</th> <th>軽</th> <th>普通</th> <th>軽</th> <th> </th> <th> </th> <th> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			乗用車		貨物車		自動二輪	原付	計	普通	軽	普通	軽											⑩ 前安全運転管理者																														
乗用車		貨物車		自動二輪	原付	計																																																		
普通	軽	普通	軽																																																					
免許保有者数		_____人			解任年月日		_____年 _____月 _____日																																																	
全従業員数（役員含む。）		_____人			氏名		_____																																																	
					解任事由		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 台数減 <input type="checkbox"/> 閉鎖・倒産 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）																																																	
					備考																																																			

注： 1 安全運転管理者を解任した後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑩前安全運転管理者欄に記入することによって解任届を兼ねることができます。

2 副安全運転管理者を設ける事業所の安全運転管理者は、30歳以上であることが資格要件です。

3 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、変更前の名称、所在地等を備考欄に記載してください。

4 ⑨の運転者数は、2以上の免許を保有している場合は上位免許のみ記載してください。



附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。